

第4回

きゅうゆうせいほごほうひがい 旧優生保護法被害

かん でんわそうだん に関する電話相談

きゅうゆうせいほごほう そんざい ほうりつ
旧優生保護法とは、1996年まで存在していた法律です。

ゆうせいじょう けんち ふりょう しそん しゅっせい ぼうし もくてき せいしんしっかん ゆう
「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的として、精神疾患を有
する（と認定された）かた たい ほんにん いし ほん ふにんしゅじゅつ おこな
した。

ことし きゅうゆうせいほごほう きょうせいふにんしゅじゅつ う ひがいしゃ
今年の1月30日、旧優生保護法のもとで強制不妊手術を受けさせられた被害者の
かた くに たいするしゃざい ほしょう もとめてさいばん お さっぽろ
方が、国に対する謝罪と補償を求めて裁判を起こしました。5月17日には、札幌、
せんだい とうきょう にじていそ おこな さんじていそ おこな
仙台、東京で二次提訴が行われました。6月28日は三次提訴が行われます。

うご ひがい うた かたがた こえ
このような動きをきっかけとして、これまで被害を訴えることのできなかった方々の声を
き でんわそうだん おこな きゅうゆうせいほごほう ふにんしゅじゅつ じんこう
聞かため、電話相談を行います。旧優生保護法のもと、のぞまない不妊手術や人工
にんしんちゅうぜつ う かた かぞく ゆうじん かた そうだん
妊娠中絶を受けた方・そのご家族、ご友人の方など、どなたでもご相談ください。

2018年7月3日(火)10時～16時

電話：0120-990-350

FAX：03-5501-2150